

5 障がい者福祉

●障害者手帳の交付等

各種障害者手帳の交付に際して、必要となるものは次のとおりです。
詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 保健福祉課障がい者福祉係 電話 72-6917

◆身体障害者手帳

手帳は、視覚障害、聴覚または平衡機能障害、音声・言語またはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸若しくは免疫の機能障害が永続すると認定された方に交付されます。

また、障がいの程度によって1級から6級に区分され、障がいの種類や程度に応じて各種福祉サービスを利用することができます。

【申請手続きに必要なもの】

- ・医師の診断書（3か月以内のもの）
- ・顔写真（おおむね6か月以内に撮影されたもの）
- ・障害者手帳（既にお持ちの方）

◆療育手帳

手帳は、18歳未満の方は県北児童相談所で、18歳以上の方は栃木県障害者総合相談所で、知的障害があると判断された方に交付されます。

また、障がいの程度によってA1、A2、B1、B2に区分され、その区分に応じて各種福祉サービスを利用することができます。

【申請手続きに必要なもの】

- ・印鑑
- ・顔写真（おおむね6か月以内に撮影されたもの）
- ・障害者手帳（既にお持ちの方）

【問合せ】 県北児童相談所 電話 0287-36-1058

栃木県障害者総合相談所 電話 028-623-7010

◆精神障害者保健福祉手帳

手帳は、精神障害を有すると診断された方に交付されます。また、障がいの程度によって1級から3級に区分され、その区分に応じて各種福祉サービスを利用することができます。

【申請手続きに必要なもの】

- ・医師の診断書（3か月以内のもの）又は障害年金証書等の写しと直近の振り込みが確認できるもの
- ・印鑑
- ・顔写真（おおむね6か月以内に撮影されたもの）
- ・障害者手帳（既にお持ちの方）

●障害福祉サービス等について

障がいのある方の日常生活と社会生活を総合的に支援するための各種サービスを受けることができます。

利用するための要件はサービスにより異なります。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 保健福祉課障がい者福祉係 電話 72-6917

◆対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児（障がいのある 18 歳までの児童や、療育の必要性がある 18 歳までの児童）、難病患者等

◆サービスの種類

【介護給付】

サービスの種類	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を受けられます。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方が、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助などを受けられます。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な方が、行動するときに必要な介助や外出時の移動支援を受けられます。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方が、外出時の同行支援を受けられます。
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などで不在になる場合や、心身の休息が必要な場合に、短期間、施設に入所できます。
重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた方が、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に受けられます。
生活介護	常に介護が必要な方が、施設に通って入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの提供が受けられます。
療養介護	医療が必要な障害者で常に介護が必要な方が、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護を受けられます。
施設入所支援	障害者支援施設等に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを受けられます。

【訓練等給付】

サービスの種類	内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けられます。

サービスの種類	内 容
就労移行支援	就労を希望する方が、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を受けられます。
就労継続支援 A型・B型	一般事業所で働くことが困難な方が、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を受けられます。
就労選択支援	障がいのある人が、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう支援します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題に対応できるよう、企業や自宅等への訪問、来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援をします。
地域移行支援	施設や病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、地域移行推進員が住居の確保や新生活の準備等を支援します。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、緊急時の対応や相談等を行い地域生活への定着をサポートします。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人が一人暮らしを始めたときに、生活の課題や体調、地域づきあい等に問題はないかを、定期的に居宅を訪問して必要な助言や医療機関との調整等を支援します。

【障害児通所支援】

サービスの種類	内 容
児童発達支援	療育の必要性のある未就学児が、日常生活における基本的な動作の指導や知識の指導、集団生活への適応訓練などを受けられます。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで、通所での支援が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
放課後等デイサービス	支援の必要性のある就学児が、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力向上のための必要な訓練や社会との交流、その他必要な支援を受けられます。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校など厚生労働省令で定める施設に通う支援を必要とする児童が、その施設内で集団への適応のための、専門的な支援を受けられます。

●身体障害者（児）補装具給付

事業の内容	障がいのある方が日常生活を送る上で障害を補うために補装具費を給付します。申請には医師の診断書又は医学的判定記録表が必要です。給付にあたり身体障害者更生相談所の判定が必要となる場合があります（介護保険被保険者は給付できない場合もあります）。
対象となる補装具	義肢、装具、車椅子、補聴器など
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

●日常生活用具給付

事業の内容	障がいのある方等に特殊寝台・スローマ装具などの給付を行っています。障がいの区分や程度により対象とならない場合もあります（介護保険被保険者については給付ができない場合もあります）。
対象となる用具	特殊寝台、スローマ装具、火災警報器など
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

●自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）

事業の内容	障がいの軽減、機能回復を目的とした医療を受けた際に要した費用を助成します。 事前に申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

●各種割引制度など

【NHK放送受信料の減免】

制度の内容	NHKテレビ受信料が①半額又は②全額免除されます。
対象者等	①視覚障害者、聴覚障害者又は重度の障がい者（1級・2級）が世帯主（手帳所持者）かつ受信契約者の場合 ②障害者手帳所持者がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

【有料道路障害者割引】

制度の内容	有料道路の使用料金が割引されます。
対象者等	身体障害者の方が自ら運転する場合、または重度の身体障害者の方若しくは重度の知的障害者の方が同乗し、障がい者本人以外の方が運転する場合
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

【おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業】

制度の内容	公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場に設置されている歩行が困難な方等のための駐車スペースを適正に利用いただくため、栃木県が県内共通の利用証を交付する事業です。
申請・交付場所	役場本庁（保健福祉課）、保健センター（ゆめプラザ・那須内）、湯本支所、芦野支所、伊王野支所 ※交付には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

●福祉タクシー料金助成事業（再掲）

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の一人暮らし又は75歳以上の方のみの世帯 ・身体障害者手帳をお持ちの方で1級及び2級の方 ・療育手帳をお持ちの方で、A1、A2の方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で1級の方
事業の内容	タクシー料金の助成により、高齢者等の外出を支援します。 ※高齢者の方は、民生委員・児童委員の証明が必要です。
利用料・利用回数等	利用券1枚700円 1か月4枚交付（年間最大48枚） 乗車1回につき8枚まで利用可。
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●救急医療情報キット支給事業（再掲）

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の一人暮らしの方 ・65歳以上の方のみで構成する世帯の方 ・身体障がい等の手帳所持者のみで構成する世帯の方
事業の内容	かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を補完する救急医療情報キットを支給します。
利用料・利用回数等	利用料：無料
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917） 那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

●重度心身障害者医療費助成制度

重度心身障害者の健康保持と福祉の増進を目的に、重度心身障害者医療費の助成を行っています。

対象となる方	<p>那須町に住所があり次のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障害者手帳 1・2 級の方</p> <p>②精神衛生鑑定医または、精神科医により知能指数が 35 以下と判定された方</p> <p>③知能指数が 50 以下と判定され、3・4 級の身体障害をあわせもつ方</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳 1 級の方</p>
助成の内容	<p>医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成します。ただし、薬局を除く医療機関ごとに月額 500 円を自己負担していただきますので、振込みの際、差し引かせていただきます（特例有り）。また、65 歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者でない（障害認定を受けられない方を除く）場合、医療費総額の 1 割相当額が助成の上限となります。</p>
新規登録の手続き	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は医師の診断書と健康保険の資格確認書等、通帳を持参のうえ、住民生活課で手続きをしてください。</p>
申請方法	<p>重度心身障害者医療費助成申請書を住民生活課又は各支所へ提出してください。後日、指定の口座に振り込みます。</p>
問合せ先	<p>住民生活課医療保険係（72-6909）</p>

●手当・年金等

【障害基礎年金】

<p>受給要件</p>	<p>①病気・けがのために身体の機能の障害、精神の障害などがみられ、日常生活に著しい制限を受ける場合で、次の要件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として国民年金加入中初診日があること ・一定の保険料納付済期間等があること <p>②20歳未満に初診があり20歳に達した時に（障害認定日が20歳以降の時は障害認定日）身体の機能の障害、精神の障害などの状態にある方</p>
<p>年金額</p>	<p>〔令和8年4月現在〕</p> <p>1級：年額 1,059,125 円＋※子の加算額 （昭和31年4月1日以前に生まれた方：年額 1,056,125 円）</p> <p>2級：年額 847,300 円＋※子の加算額 （昭和31年4月1日以前に生まれた方：年額 844,900 円）</p> <p>※子の加算額</p> <p>2人まで 1人につき 243,800 円 3人目以降 1人につき 81,300 円</p> <p>子の加算額はその方に生計を維持されている子がいるときに加算されます。なお、子とは18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子です。</p>
<p>申請・問合せ先</p>	<p>住民生活課住民年金係（72-6908） 大田原年金事務所（0287-22-6311）</p> <p>注）障害年金の支給対象となる障害が、厚生年金保険加入期間中に初診日がある場合は大田原年金事務所、共済年金等保険加入期間中に初診日がある場合は各勤務先に問合せください。</p>

【特別児童扶養手当】

対象となる方	精神または身体が中程度以上の障害の状態にある20歳未満の児童を監護する父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方
手当の額	〔令和8年4月現在〕 1級（重度障害児）：1人当たり月額58,450円 2級（中度障害児）：1人当たり月額38,930円 ※受給資格者及び扶養義務者等の所得が基準額以上ある場合は、支給停止となります。 ※手当額は改正になる場合があります。
支給時期	原則として4月、8月、11月に、支払月の前月分まで（11月のみ当月分を含む。）の手当を支給します。
手続き	精神または身体の障害について中程度以上の判定を受けるなど、新たに受給資格が生じた場合、この手当を受給するには、認定請求（申請）が必要になります。
申請・問合せ先	住民生活課住民年金係（72-6908）

【障害児福祉手当】

対象となる方	精神または身体に重度の障害（下記に該当する程度）があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の児童 ①身体障害者手帳1・2級の一部の方 ②最重度の知的障害がある方 ③身体又は精神に前記と同程度の障がい、疾病等のある方
手当の支給	認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。 月額16,560円（令和8年4月現在）を年4回（2月、5月、8月、11月）支給します。
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917） 栃木県県北健康福祉センター（0287-23-2172）

【特別障害者手当】

対象となる方	<p>精神または身体に著しく重度の障害（下記に該当する程度）があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方</p> <p>①身体障害者手帳1・2級程度の異なる障害が重複している方</p> <p>②身体障害者手帳1・2級程度の障害及び最重度の知的障害等が重複している方</p> <p>③身体又は精神に前記と同程度の障がい、疾病等のある方</p> <p>※施設に入所している方や継続して3か月を超えて入院している方は、この手当てを受けることができません。</p>
手当の支給	<p>認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。</p> <p>月額30,450円（令和8年4月現在）を年4回（2月、5月、8月、11月）支給します。</p>
申請・問合せ先	<p>保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）</p> <p>栃木県県北健康福祉センター（0287-23-2172）</p>

【特定疾患見舞金】

対象となる方	<p>毎年11月1日現在において、本町に住民登録があり、かつ特定疾患の認定を受けた方</p>
見舞金の支給	<p>見舞金の額：10,000円（年1回）</p>
申請手続き	<p>申請には、栃木県知事からの特定疾患医療受給者証が必要になります。</p>
申請・問合せ先	<p>保健福祉課福祉係（72-6917）</p>